

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後高田市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県豊後高田市長

## 公表日

令和8年5月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則の定めるところによるほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めにより事務を行う。併せて、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の定めるところによるほか、地方自治法に基づく「特別障害給付金市町村事務処理基準」の定めにより事務を行う。また、日本年金機構との協力連携事務を行う。</p> <p>上記の事務について、「行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む。)の資格取得、喪失、種別変更、氏名変更、住所変更等に関する届出の受理</li><li>2. 任意加入(高齢任意加入を含む。)の資格取得及び資格喪失の申出の受理</li><li>3. 任意脱退の承認申請書の受理</li><li>4. 年金手帳の再交付申請書の受理</li><li>5. 付加保険料納付、辞退の申出または該当、非該当の届出の受理</li><li>6. 法定免除の該当、非該当の届出受理</li><li>7. 保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の申請及び取消、不該当の届出の受理</li><li>8. 年金受給に関する裁定請求書及び請求書、申出書、届出等の受理</li><li>9. 受理した届書等を日本年金機構へ送付進達する</li><li>10. 年金生活者支援給付金制度に係る、日本年金機構から受領する所得情報提供依頼に基づく提供データの作成</li></ol>
③システムの名称	・国民年金システム ・団体内統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民年金被保険者情報ファイル ・年金受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31、83、95の項目 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長 香園 明臣
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 総務課 電話0978-22-3100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3 豊後高田市 保険年金課 電話0978-22-3100
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 [  ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を基本としている	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ○ ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分に行っている      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分である      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	自庁システムについては必要最低限の人数、情報範囲となるよう職員アクセス権限の設定を行っている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成29年2月1日時点		
平成30年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・国民年金システム ・団体内統合宛名管理システム ・中間サーバー	・国民年金システム ・団体内統合宛名管理システム		
平成30年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	・国民年金被保険者ファイル ・納付情報ファイル	・国民年金被保険者情報ファイル ・年金受給者情報ファイル		
平成30年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	実施する	実施しない		
平成30年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の48、50の項	-		
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 丸山野 幸政	保険年金課長 大久保 正人	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	特定個人情報取り扱い事務項目1～9	特定個人情報取り扱い事務項目1～10	事後	
令和2年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31、83の項目	番号法第9条第1項、別表第一の31、83、95の項目	事後	
令和2年1月10日	II-①	平成29年2月1日時点	令和2年1月10日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を
令和2年1月10日	II-②	平成29年2月1日時点	令和2年1月10日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 大久保 正人	保険年金課長 佐々木 真治	事後	
令和6年12月25日	II-①	令和2年1月10日時点	令和6年11月30日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を
令和6年12月25日	II-②	令和2年1月10日時点	令和6年11月30日時点	事前	特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施を
令和6年12月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		複数人での確認を基本としている。	事後	様式変更による
令和6年12月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該多作は十分か【再掲】 判断の根拠		自庁システムについては必要最低限の人数、情報範囲となるよう職員アクセス権限の設定を行っている。また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管している。	事後	様式変更による
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 佐々木 真治	保険年金課長 香園 明臣	事後	